

「第 12 次広島県交通安全計画」素案に係る県議会意見等への対応について

1 要旨・目的

「第 12 次広島県交通安全計画」素案について、県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議や県民意見募集（パブリックコメント）での意見を踏まえ、次のとおり対応する。

2 意見聴取状況

（１）県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議

ア 審議年月日

令和 8 年 9 月 11 日（金）

イ 意見と対応方針

意見の内容		対応方針
1	交通事故の減少に向けて、取締まりの徹底や道路環境の整備、車両の安全性能の向上、普及啓発活動など、様々な取組を実施しているが、それぞれの取組と交通事故発生件数の減少の因果関係や各取組の成果を分析して、有効な取組の強化を図られたいこと。	交通事故件数が減少した要因については、交通事故抑止のための取締りや、交通安全の広報啓発、道路交通環境の整備のほか、車両の安全性能の向上などが挙げられる。 引き続き次期計画においても、県警察や学校等の関係機関・団体と連携し、交通事故の減少につなげていく。
2	9 月から生活道路の法定速度が時速 30 キロメートルとなったが、これまで実施してきたゾーン 30 などの取組で得られた成果等は、今後の活動にも反映する必要があること。	子供、高齢者、障害者を含む全ての歩行者、自転車等が安全で安心して通行できる環境を確保するなど、引き続き、県警察・道路管理者・学校等の関係機関・団体と連携し、生活道路における歩行者等の安全の確保を行っていく。
3	県条例で義務化した自転車保険加入については、加入率が段階的に上がっており、条例の効果がみられるが、保険加入率 100%を目指して取組を推進していく必要があること。	自転車小売事業者等関係機関の協力を得つつ、加害者になった場合への備えとして、損害賠償責任保険等の必要性に関する広報啓発など加入促進を図っていく。
4	自転車に青切符制度が導入され、高校生でも違反すれば罰金を支払うことになったことから、ライフステージに応じた交通安全教育を充実させた上で実施する必要があること。	小中学生が成長段階に応じて、交通事故の危険性を自分事として理解できるよう工夫した交通安全教室の実施や、SNS や動画等を積極的に活用するなど、わかりやすい情報発信などを行っていく。

(2) 県民意見募集（パブリックコメント）

ア 募集期間

令和8年8月20日（木）から令和8年9月24日（木）まで

イ 意見件数

1名2件

ウ 意見と対応方針

	意見の内容	対応方針
1	各種啓発事業、交通安全教育、キャンペーン、指標管理等は、税負担で賄われる行政事務の拡大そのものであることから、真に必要な最低限の道路環境整備や取締りに予算を集中し、啓発・教育・広報などの大半を廃止・縮小してほしい。	各種啓発活動を含む交通安全教育は、道路交通環境の整備や交通指導取締りとともに、重要な施策の柱であり、引き続き、取り組む必要があると考えております。 なお、予算については、議会の議決を経て必要額を整理してまいります。
2	交通安全施策は、まず日本人の生命・安全を最優先に確保する方針を明記してほしい。 外国人向けの多言語啓発や特別な対策を拡大するのではなく、日本語を基本とした迅速・確実な情報提供と日本人優先の安全確保を原則とすべきであり、外国人運転者による事故増加の実態を踏まえ、安易な共生啓発に偏らない内容にしてほしい。	陸上交通の安全を確保するため、特定の属性を優先した施策ではなく、県内で生活する様々な人に対して、安全な交通環境の整備や交通安全教育等の提供などにより、道路交通事故、鉄道事故、踏切事故に遭うことのない、安全で安心な広島県の実現を図ってまいります。

※ 御意見のうち、内容については原文を一部要約して、掲載しています。なお、計画本文との関連が把握できなかったものに対する意見については、掲載していません。

3 意見を踏まえた案

説明資料 03－2 『「第12次広島県交通安全計画」素案』のとおり